

「千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」の改正（案）について

令和 7 年 6 月 3 日
環境生活部水質保全課

1 改正趣旨

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）において、汚染土壌処理施設の設置等に当たっては、事前協議及び汚染土壌処理施設の構造基準や維持管理基準等について定めているところである。

今般、水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 6 年環境省令第 4 号）が公布され、大腸菌群数に係る改正が令和 7 年 4 月 1 日から施行された。

これを受け、指導要綱について必要な改正を行うとともに、その他所要の改正を行う。

2 改正概要

（1）排水処理設備の排水基準の改正

（従 前）項目（41）大腸菌群数 排水基準 3,000 個/c m³以下

（改正後）項目（41）大腸菌数 排水基準 800CFU/mL 以下

[理 由]大腸菌群数についての省令の改正を受け、排水処理設備の排水基準についても同様の基準に改正する。

（2）その他所要の改正

[理 由]（1）の改正を受けた様式の改正。その他所要の規定整備。

3 改正予定日

令和 7 年 7 月 1 0 日